

# 将来世代を応援するための緊急提言

48項目 [ 新規16・拡充20 ]



## I 新型コロナウイルス感染症への対策強化

12項目 [ 新規5・拡充7 ]

- 人権への配慮 >>>>
  - ・ 感染症についての正しい知識の情報発信、人権教育、相談体制の充実
  - ・ ネット上の差別的な書き込み等を削除するための実効性のある対策
- 認可保育所等への支援
- 地域で子育て支援を行う団体等への支援 >>>>
  - ・ 安定的な運営や衛生環境改善の取組への支援
- インフルエンザワクチンの供給確保
- 学校等の臨時休業期間終了後の対応 >>>>
  - ・ Society5.0にふさわしい学習環境、ICT支援員等の整備
  - ・ 補助制度の拡充等
- 学生等の採用維持に向けた経済界への要請
- 次世代への投資

## II 次世代育成支援の抜本強化

20項目 [ 新規5・拡充7 ]

- 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備
  - ・ 教員免許、保育士資格等の再取得の見直し 厳格運用
  - ・ ベビーシッターマッチングサイト運営事業者への指導監督強化
  - ・ 犯罪履歴確認制度の導入
- ◎性犯罪・性暴力対策の強化 >>>>
  - ・ 新たなプランの早期提示
  - ・ 待機児童解消のための支援強化
- 幼児教育・保育等の充実
  - 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化 >>>>
- 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実
- 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築
  - 少子化対策重点推進交付金制度の抜本見直し >>>>
    - ・ 出会いの場創出に係る事業、結婚新生活支援事業の要件の緩和、補助率の引上等

## III 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化

16項目 [ 新規6・拡充6 ]

- 子どもの貧困対策等の強化
  - 生活安定のための支援強化（養育費の履行確保等） >>>>
    - ・ 養育費の履行確保の強化に向けた具体策の提示、支援策の強化
  - ◎ヤングケアラーへの支援強化 >>>>
    - ・ 全国調査結果を踏まえた支援体制の強化
- 児童虐待防止対策の推進等
  - 未然防止のための支援策の充実 >>>>
    - ・ 国による相談窓口を設置し、初期相談対応後都道府県、児童相談所へ報告するシステムの構築
    - （国によるSNS相談 初期対応）
- 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実

## 将来世代を応援するための緊急提言

現在の子どもを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの貧困や児童虐待の潜在化など、社会の脆弱性が浮き彫りになると同時に、特に弱い立場にある子どもたちへの支援の強化の必要性が明らかになった。

また、近年の出生数の減少と死亡数の増加による人口減少は、正に社会経済の根幹を揺るがす事態であり、「少子化社会対策大綱」において、少子化対策における基本的な目標を「希望出生率1.8」として、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減など様々な角度から取組を進めることとされた。

その実施にあたっては、若い世代が直面している困難さなどを把握し、若い世代一人ひとりに寄り添った支援を行うことが大切であり、そのためには、各地域の実情に応じた柔軟かつ大胆な施策が求められる。

さらに、生活者である国民への丁寧な説明と同意により、必要とされる財源を安定して確保するとともに、子どもの最善の利益を第一に、将来社会の大切な担い手である子どもたちが、誰ひとり取り残されることなく、夢や希望をかなえられる、そうした社会の実現に向け、国と自治体が一体となって施策を進めることが重要である。

については、政府におかれては下記の通り緊急に対策を講ずるよう提言する。

### 記

## I 新型コロナウイルス感染症への対策強化

### 1 人権への配慮

新型コロナウイルスの感染者やその御家族はもとより、学校や施設への誹謗中傷、インターネット上の心無い書き込みや電話での批判が相次いでいる。また、集団感染が発生した学校に通学しているという理由で、アルバイトの勤務拒否や実習の受け入れ中止等の事案が発生している。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が発生しないよう、引き続き国は地方と連携し、感染症についての正しい知識の情報発信や、差別を防ぐための呼びかけ、人権教育、啓発、相談体制の充実のための対策の強化を図ること。

また、インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急に実施すること。

### 2 認可保育所等への支援

#### (1) 保育所等の臨時休園等に伴う利用者負担額の日割り減免に係る支援

新型コロナウイルス感染症の対応として保育所等を臨時休園等した場合の利用者負担額の日割りする減免分を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などと同様に、全額を国費負担とすること。

## **(2) 放課後児童クラブにおける利用料の減免等に伴うシステム改修費等への支援**

新型コロナウイルス感染症の対応として、放課後児童クラブを臨時休業等した場合に利用料の減免や返還を行うために、新たに必要となったシステム改修などへの財政的支援を行うこと。

## **(3) 子どもの成長や発達への影響を踏まえた感染症対策の提示**

新型コロナウイルス感染症に、より迅速かつ柔軟に対処できるよう、子育てに係る支援者や児童福祉施設等の感染症対策における実態を調査し、子どもの成長や発達への影響を十分に踏まえた児童福祉施設等における、運営実態に即した具体的なガイドラインや、子どもにもわかりやすい行動様式等を提示すること。

## **(4) 保育士等キャリアアップ研修の要件緩和**

新型コロナウイルス感染症の影響により、処遇改善の加算要件となるキャリアアップ研修の計画的な実施が困難となっていることから、研修受講要件の必須化の開始時期等について柔軟に対応すること。

また、e-ラーニング等の導入にあたっては、事務負担軽減や効率性の観点から、e-ラーニングやビデオ教材などを国において提供するとともに、研修の質担保や不正受講防止等の具体的基準を定め、明示すること。

## **(5) 児童福祉施設等の職員への慰労金の給付**

子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために業務を継続していただいている保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員に慰労金の給付を行うこと。

## **3 地域で子育て支援を行う団体等への支援**

家庭での子育てや育児中の親の交流の場を提供する地域の子育て支援団体の活動について、新型コロナウイルス感染症による活動の休止や縮小による運営面への影響や感染症予防対策の強化が課題となっていることから、地域での小規模な子育て支援の取組を行っている団体への安定的な運営や感染予防のための衛生環境改善の取組への財政支援を行うこと。

## **4 インフルエンザワクチンの供給確保**

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療機関の逼迫が危惧されており、日本感染症学会からは小児へのインフルエンザワクチンの接種が強く推奨されていることから、インフルエンザワクチンの接種を希望した者が確実に接種できるよう、ワクチンの十分な供給量の確保に努めること。

## **5 学校等の臨時休業期間終了後の対応**

### **(1) 感染症予防対策への支援**

臨時休業期間終了後の学校教育活動再開にあたっては、国の補正予算により、学校における感染症対策等に係る経費や、子どもたちの学びの保障のための加配、スクール・サポート・スタッフ及び、学習指導員等の追加配置への支援、衛生環境（トイレ、給食施設等）改善、スクールバスの増便が行われているが、感染症予防対策の強化が必要なことから、財政的支援を継続すること。

さらに、学校寮における新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生していることを踏まえ、学校関連施設への感染症対策についても、財政的支援を行うこと。

## (2) 学習機会の確保

Society5.0 にふさわしい学習環境及びそれに伴う ICT 支援員等を迅速に整備することにより、学校等の臨時休業時や、長期入院、不登校等の児童生徒の学びの保障にも活用できる環境を構築すること。また、環境整備にあたっては、家庭の状況によって利用状況の差が生じないよう、導入および利用における費用面等について十分に配慮し、補助制度の拡充等を行うこと。

## 6 学生等の採用維持に向けた経済界への要請

再び就職氷河期世代を生み出さないよう、新規学卒者の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講ずること。

## 7 次世代への投資

新型コロナウイルスへの様々な緊急対策は、財源の多くを国債に頼っているため、世代間の衡平性の確保や将来の持続可能な社会の大切な担い手であるという観点からも、国債を財源とする事業は第一義的に“子ども”を主眼に未来への投資として講ずること。

# II 次世代育成支援の抜本強化

## 1 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備

### (1) 性犯罪・性暴力対策の強化について

#### ① 保育士資格・教員免許等の再取得の見直し

現行の教育職員免許法では、懲戒免職処分を受けたことや禁錮以上の刑の確定により免許状が失効するが、3年後（または刑の効力失効後）に再取得が可能となるため、教育職員免許法の改正により厳格化し、性犯罪・性暴力対策の強化を図ること。

また、児童生徒等へのわいせつ行為により失効した教員免許状を再取得した教員等の教員免許の管理についても制度的な検討を行うこと。検討にあたっては、授与権者や免許管理者の負担増とならないよう考慮すること。

さらに、保育士資格及び登録制度、放課後児童支援員の認定制度においても、同様の対応を講ずること。

#### ② ベビーシッターマッチングサイト運営事業者への対応

マッチングサイトについて、ベビーシッターを安全・安心に利用できるよう、信頼性の判断を利用者任せにするのではなく、マッチングサイト運営事業者の責任を明確化するとともに、マッチングサイト運営事業者に対する指導監督の基準を定め、指導監督を強化し権限を行使すること。

#### ③ 犯罪履歴確認制度の導入

性犯罪・性暴力への対策強化にあたっては、諸外国における犯罪履歴確認制度等を参考とし、性犯罪の再犯防止のためのシステムを構築すること。

#### ④ 性犯罪・性暴力被害を防止するための教育や啓発の充実

子どもが、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性について理解し、性犯罪・性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないようにするための教育や啓発の充実を図ること。

### (2) 不妊治療等への支援の拡充

不妊治療費等への支援の拡充・保険適用化の検討にあたり、各自治体等の意見を踏まえ、財源も含めた検討を行い持続可能な支援制度を構築すること。また、速やかな支援制度の導入のため、制度拡充に係る工程表等を含めた情報提供や各自治体が運用するシステム改修費など財政支援を行うこと。

さらに、不妊治療と仕事の両立をはじめ、社会環境の整備を推進すること。

## 2 幼児教育・保育等の充実

### (1) 幼児教育・保育の質の向上

#### ① 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化

待機児童の解消が困難な見込みの中、「子育て安心プラン」が令和2年度末で終了することから新たなプランを早期に示し、確実に待機児童を解消するため、財政面も含めた支援の充実を図ること。

#### ② 保育士資格者の届出制度の導入

潜在保育士の就職、再就職支援を行うため、保育士登録制度の活用や、看護師等免許保持者の届出制度等を参考にした全国的な届出制度を導入すること。

#### ③ 保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期実現

待機児童解消のため幼児教育・保育を担う優れた人材の計画的な確保が急務であることから、保育士・幼稚園教諭等の賃金月額について、全産業平均との差をなくすための具体的な改善策を示したうえで、更なる処遇改善の早期実現を図ること。また、公定価格における処遇改善等加算の適用にあたっては、その手続き等の簡素化を図ること。

#### ④ 保育士修学資金貸付等事業の継続

保育士の確保に有効な取組である、保育士修学資金貸付等事業を継続し、必要な財源を確保すること。

#### ⑤ 認可外保育施設等の支援の充実

各地域における認可施設への移行を望んでいない認可外保育施設等（小学校就学前の幼児を対象に、自然体験、様々な遊びや生活体験を通じた集団的な活動を行う施設等を含む）への、教育・保育の質の向上のため、地域の実情に応じた支援の充実を図ること。

### (2) 放課後児童クラブの推進

#### ① 安定的な運営と処遇改善に向けた支援の充実

放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた、運営費補助基準額の拡大及び補助率の引き上げによる支援の充実を図ること。

## ② 待機児童解消のための施設整備への支援の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備（支援単位の適正規模化に係る整備等）のための補助率の引き上げ等の支援の充実を図ること。

## 3 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

### (1) 経済的な負担軽減措置の拡充

次代の社会を担う子どもの健やかな成長や、希望する子どもの数の実現のため、「(仮称)家族手当」を創設(児童手当の支給拡充や所得制限の廃止含む)し、子育て家庭への経済的支援を拡充すること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国において制度の拡充に必要となる財源の確保に努めること。

### (2) 仕事と子育ての両立や子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進

#### ① 男性の育児参画促進

公共施設や商業施設等における、男性でも利用可能なおむつ替えスペースや授乳室の設置に対する支援を行い、男女ともに子育てのしやすい環境の整備を推進すること。

また、海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、育児休業の分割取得制度、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援を拡充すること。

#### ② 女性の就職・復職・再就職への支援

出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる仕組の構築やリカレント教育の全国的な展開を図るなど、女性の就職・復職・再就職の支援を拡充すること。

#### ③ 子育て支援の社会風土の醸成

地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の拡充など、子どもに寛容な社会風土の醸成のための取組を推進すること。

### (3) 医療費助成制度の創設等による経済的負担の軽減

子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置等を行い、子育てへの経済的な負担の軽減を図ること。

## 4 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

出生率を回復させた諸外国の取組に学び、総合的な少子化対策を大胆に進めるため、安定的な財源の確保に努め持続可能な少子化対策の制度を構築し実施すること。

### (1) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の抜本的見直し

#### ① 出会いの場の創出に係る事業の交付要件の緩和

各自治体を実施する、出会いの場の創出に係る事業について、地域の実情に応じた取組を大胆に推進できるよう、結婚支援センターの運営等の複数年にわたる同一事業の補助対象化や、結婚支援事業の事業メニューの拡充等、要件を大幅に緩和するとともに、予算規模の拡充、補助率の引き上げ等制度の見直しを行うこと。

## ② 結婚新生活支援事業の交付要件の緩和

結婚新生活支援事業について、年齢や所得など対象要件の緩和や補助対象経費を拡充し、より多くの結婚を希望する独身者への経済的支援強化を図ること。また、多様化する家族の形に対応するため、事実婚や2世代同居等に必要となる改修等にも対応できるよう運用改善を行うとともに、予算規模の拡充、補助率の引き上げ等制度の見直しを行うこと。

## (2) 未来の展望が描ける支援策の強化

子どもから企業の若手社員等に対して、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発をするとともに、ライフステージごとに必要な経費や社会保障制度を可視化するなど、子ども・若者が未来の展望を描き、希望をかなえることができるよう支援策を強化すること。

# Ⅲ 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化

## 1 子どもの貧困対策等の強化

### (1) 全国的な子どもの貧困実態調査の実施

地域の実態に応じた子どもの貧困対策を進めるため、統一的な基準・指標を用い、都道府県・市町村別の分析等が可能となるサンプル数による全国実態調査を実施するとともに、都道府県・市町村別にデータを提供すること。

### (2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

#### ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

いじめ問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る学校再開後の学校生活、さらには、将来への不安等を抱えている子どもたちへの心のケア等を行うスクールカウンセラーや家庭を含めた環境への働きかけ等を行うスクールソーシャルワーカーのニーズはさらに高まっていることから、配置拡充・待遇改善のため、国庫補助の補助率や補助単価の引き上げも含めた十分な財源の確保及び人材の確保による教育相談体制支援の継続、拡充を行うこと。

併せて「スクールカウンセラー等活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大すること。

#### ② 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援

生活困窮世帯等の子どもたちへの、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を通じ、子どもの学習意欲の向上や健全な成長のための支援を行う「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化を行うこと。

### (3) 進学に向けた支援

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度など、高校・大学・専門学校等に関する教育負担軽減施策の更なる充実を図るため、財政支援の強化を行うこと。

#### (4) 子どもの居場所の確保・充実

要支援児童等への見守り強化や、子どもを真ん中においた多世代交流の場となる「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、継続的な運営が可能となる支援の充実を図ること。

#### (5) ひとり親家庭への支援

ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するため支給している児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げを行うこと。また、多子加算額の支給額通減措置を撤廃し支援の拡充を行うこと。さらに、ひとり親世帯臨時特別給付金について、給付対象となる家計急変者等が確実に受給申請を行えるよう、全国的な広報を行うこと。

#### (6) 生活安定のための支援強化

##### ① 離婚後の子どもの養育の在り方検討

父母の離婚においては子どもも当事者であり、子どもの意見や思いが尊重されるとともに、離婚後も子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、子どものための養育の在り方について検討すること。

##### ② 養育費の履行確保

養育費は子どものためのものであり、その重要性についての広報や離婚届時の情報提供、離婚前からの相談支援体制など、当事者への周知、支援を強化すること。さらに、養育費の履行確保に向け一部の自治体において積極的な取組が進められている。国による履行確保の強化に向けた具体策を早期に示すとともに地方の取組への支援を行うこと。

#### (7) ヤングケアラーへの支援強化

家族等の介護や世話をしているヤングケアラーについては、学校生活や自らの成長等に影響を及ぼすことが考えられる。

さらに、ヤングケアラーが自分の置かれている状況を当たり前と考えるケースがあることや、家族内等のことであり実態も表面化しにくく、周囲から見過ごされることが多いことから、ヤングケアラーの全国調査結果を踏まえ支援体制の強化を図ること。

## 2 児童虐待防止対策の推進等

### (1) 未然防止のための支援策の充実

児童虐待防止のため、SNSを主要なコミュニケーション手段として活用する若い世代が相談しやすいよう、各自治体においてSNSを活用した相談体制の導入が進んでいるが、個々に契約や相談体制を構築する必要があり、財政面や周知の観点からも効率的・効果的な相談体制が必要なことから、国においてSNS相談窓口を設置し、初期相談に対応の上、対応内容を所管する都道府県や児童相談所等へ報告するシステムを構築すること。



## (2) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

### ① 要保護児童等に関する情報共有システムの導入

児童相談所や市町村の連携強化を図るため、要保護児童等に関する情報共有システムの効果が最大限発揮できるよう全国一斉の整備を推進するとともに、システム導入にあたっては、各自治体の導入時の初期費用や、後年度負担が生じないような設計を行うこと。また、警察やDV対応等関係機関との連絡強化を図れるよう、国においても積極的に取り組むこと。

さらに、AI技術を活用し、虐待の認定や、一時保護(解除)の要否判断など、児童相談所の業務の様々な場面での判断を支援するツールの開発に取り組み、活用できる技術を早期に全国展開すること。

### ② 児童相談所の体制の強化等

児童福祉司の増員が求められる中、指導教育担当児童福祉司(以下「SV職員」という。)に求められる役割は一層重要となる。SV職員には児童福祉司として概ね5年以上の経験を必要とされているため、SV職員を確保するためにも、まずは児童福祉司の確保と育成が必須である。児童相談所においては人材の確保やOJT、研修機会の確保等に苦慮しているため、国主導による児童福祉司確保のための全国的な周知・啓発活動、法定研修(任用後研修)受講システムの構築、人員面も含めた児童相談所の体制強化等の支援の拡充を行うこと。

### ③ 民生委員・児童委員の活動費用の充実

民生委員・児童委員活動費の活動費用弁償費の算定基礎となっている地方交付税積算基礎については、国の令和2年度予算において、一定の増額が図られたところであるが、児童虐待への対応や、災害時の要援護者支援等、地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員活動の一層の充実のため、更なる活動費用の充実を図ること。

### ④ 里親養育の支援強化

国から示されたフォスタリング機関を構築し、フォスタリング機関が継続的に質の高い里親養育支援を行うためには、各自治体において、地域の実情に応じて取り組んでいく必要があることから、補助率の嵩上等の財政的支援を拡充すること。

また、令和3年4月から子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することが可能になることを踏まえ、加算制度の導入に際してのショートステイ里親の創設及び研修制度の整備について、早急に取り組むこと。

### ⑤ 子ども家庭総合支援拠点事業の見直し

全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」について、児童人口規模が特に小さい自治体にあっては、子ども家庭支援員の最低配置基準に新たな類型(常時1名)を設けるなど要件の緩和を行い、設置を促進するとともに、専門的人材の育成・確保への支援を行うこと。

### 3 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実

特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備等について、国の令和2年度予算において、一定の増額が図られたところであるが、現在の障害福祉制度の対象外となる医療的ケアが必要な子どももいることから実態の把握が難しく、実態に沿った支援を行うことが困難であるため、医療的ケアが必要な子どもの実態を継続的に把握するための仕組みを構築すること。併せて、自治体等が体制を整備するにあたって必要となる経費や医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置の一層の充実のため、更なる経費補助の充実を図ること。

令和2年11月5日

全 国 知 事 会